

目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会設置要綱

令和6年7月31日付け目都政第5892号決定

(設置)

第1条 都市緑地法第4条の規定に基づく目黒区みどりの基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）及び生物多様性基本法第13条の規定に基づく目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命（いのち）の輪(わ) 野鳥のすめるまちづくり計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を改定するにあたり、みどり豊かな環境といきものに優しいまちづくりについて多様な分野から助言を得るため目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) みどりの基本計画及び生物多様性地域戦略改定に関すること
- (2) その他座長が必要と認める事項

(構成等)

第3条 懇話会の委員は、次に掲げる委員10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者・専門家
- (2) 関係団体
- (3) 公募区民

(任期)

第4条 委員の任期は、就任した日からみどりの基本計画及び生物多様性地域戦略が改定される日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を各1人置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 懇話会は座長が招集する。

- 2 懇話会は、委員の過半数の出席をもって、会議を開くこととする。
- 3 会議は、原則として公開とする。

(意見聴取)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇話会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 懇話会の事務局は、都市整備部みどり土木政策課が担当する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。